

委員会審査報告

〈総務経済常任委員会〉

水道料金値下げ・下水道料金は最低幅の値上げ

原案通り
可決すべきものと決定

総務経済常任委員会では、上下水道料金の改定を中心に審査しました。委員全員が上下水道審議会の委員であることから、これまで同審議会で協議した内容と答申結果を踏まえ、町民生活に直結する重要案件として慎重に審査、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

「上下水道審議会」は区長代表者、学識経験者、総務経済常任委員で構成されています。上下水道の料金改定について町から諮問されており、これまで4回の審議を重ねて

きました。審議の経過は次のとおりです。

当初、町から提示され

た内容は、水道料金は据え置き、下水道料金は相対的な値上げとのことでしたが、町民生活に与える影響が大きすぎるとして、考え方を根本的に見直すべきとの意見で一致。

2回目の審議では、若干の余裕がある水道会計は値下げを基本に、さらに利用を増やすために利用料区分の細分化・新設を行うとし、下水道料金はあらゆる方法を駆使して上げ幅を圧縮すべきとの方向が示されました。

3・4回目の審議では、この方針に示された内容を具体的に数値化し、経営に不安はないか等の視点から検討を行った上で、答申内容を決定しました。

〈社会文教常任委員会〉

公共施設等の使用料等

消費税率改定による値上げ

原案通り
可決すべきものと決定

社会文教常任委員会では、消費税率が5%から8%に上ることに伴う、生活支援ハウス（清泉荘）暖房費、小・中学校設備使用料、公民館分館（ゆとりろ）使用料、コミュニティ・プラザ使用料、体育施設等使用料の改定を中心に審査しました。

この改定は、国の税率改正に準ずるもので、原案通り可決すべきものと決しました。

また、別の条例改正案件として上程された「富士見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正は、し尿処理料を値上げするものです。消費税率改定分が含まれる他、平成19年に原村と富士見町で3年間ずつ段階

的に料金を上げるとの確認が行われており、平成25年が改定協議の年であることから、今回の改正となりました。

値上げ額は、現時点での原価計算により算出されており、人件費の高騰も影響しているとのこと。

運営上最低限の値上げと判断し、原案通り可決すべきものと決しました。

富士見町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

「富士見町暴力団排除条例」に合わせ、福祉センターについても暴力団の使用許可の禁止・取消しを規定することが主な内容です。

町民生活及び利用者の安全を確保する上で必要な改正と判断し、原案通り可決すべきものと決しました。

採決結果（議案抜粋）

○賛成 ●反対

〔請願・陳情〕

◆憲法 96 条の発議要件緩和に反対する請願（9月定例会からの継続審査）

〈賛成多数で採択〉

〔議員提案の意見書〕

下記3件の意見書を関係機関に提出しました。

◆「特定秘密保護法の廃止を求める意見書

◆集团的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

◆要支援者への保険給付の継続を求める意見書

議 会	議 案	議員名							三井新成	小池勇	五味平一	小林市子	平出隼仁	宮下伸悟	小池博之	佐久祐司	加々見保樹	名取武一
12 月 定例会	消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	●							
	富士見町工業振興条例の一部を改正する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○		○	○							
	富士見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○		○	●							
	富士見町給水条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○		○	○							
	富士見町下水道条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○		○	●							
	一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○		○	○							